

令和5年（2023年）5月1日

各位

山口大学教育学部附属光小・中学校
校長 岡田 淳子

新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応について (お知らせとお願い)

平素より、本校教育活動に御支援と御協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、5月8日より、新型コロナの感染症法上の位置付けが変更となります。
学校における基本的感染症対策及びそれにかかる各家庭での対応につきましては、下記のとおりといたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。
なお、今後の状況により、これらの対応は変更になる場合があることを申し添えます。

記

1 基本的な考え方

現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重する仕組み」へと変わります。

2 基本的な感染症対策（変更点も含めて）

○ 手洗いや咳エチケットの励行

○ 登校前のお子様の健康状態の確認

※ インフルエンザと同様、児童生徒が新型コロナウイルス検査で陽性が判明した場合、学校保健安全法第19条による出席停止となります。

<インフルエンザの出停期間>

発熱後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。

<コロナの出停期間>

発熱後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで。

発熱後5日とは、発熱した日を0日目とし、それから5日ということです。

※ 同居の家族の方に未受診の発熱等の症状が見られる場合でも、登校は差し支えありません。

○ 「健康チェック表」の提出は必要なし

※ カードへの記入はなくなりますが、御家庭での健康観察は引き続きお願いいたします。

※ 5月7日までは、これまで通り健康チェック表の提出をお願いいたします。

3 マスクの着用について

○ 個人の判断とします。

※ 様々な事情によりマスクを着用するお子様もおられます。着用の有無による差別・偏見等がないよう学校でも指導してまいります。御家庭でもお話しただけたらと思います。

<マスクの着用が推奨される場面>

混雑した電車やバスを利用する場合、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合 等

4 その他

○ 今後は緊急なお知らせを除き、配信メールによる感染状況の報告は行いません。

○ ワクチンの接種のために学校を欠席しなければならない場合には学校へ御連絡ください。

(副反応であるかに関わらず、接種後発熱等の症状が見られるときは、自宅での休養となります。)